

外国人材に関する 取組・支援策について

令和元年9月
中部経済産業局

製造業における外国人材受入れ支援事業

令和2年度概算要求額 5.0億円（1.0億円）

(1) 製造産業局 総務課
03-3501-1689

(2) 経済産業政策局 産業人材政策室
03-3501-2259

事業の内容

事業目的・概要

- 深刻な人手不足に対応するため、本年4月より、改正入管法に基づく「特定技能外国人」の受入れが開始されました。
- 本制度の対象となる3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）では、中小企業・小規模事業者の数も多く、外国人材の円滑な受入れやその技能水準確保にあたり、体制立上げに向けた支援が必要となっています。
- 本事業を通じて、外国人材受入れに必要なノウハウを展開するため、相談窓口を運営し、セミナー・研修を開催します。また、本年3月に設置された「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の取組の一環として、地方への人材定着を図る観点から、地方における人材のマッチング支援の検討を行います。
- 加えて、製造3分野に係る新たな試験問題を作成・翻訳するとともに、諸外国の関係機関と調整の上で海外で試験を実施します。

成果目標

- 2019年から2023年までの5年間の事業であり、体制の立上げ以降、最終的には事業の自走化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



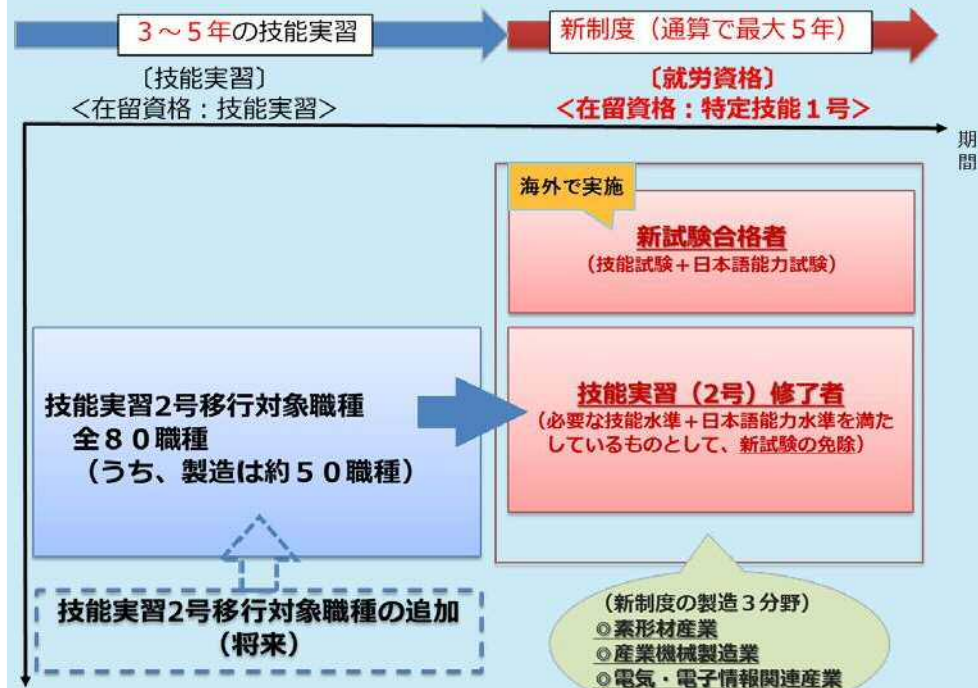
事業イメージ

(1) 外国人材の受入れ支援

- 多言語対応の相談窓口の運営
- 受入れ企業に対するセミナーや研修の開催
- 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の運営（マッチング支援の検討を含む）

(2) 外国人材の技能水準確保

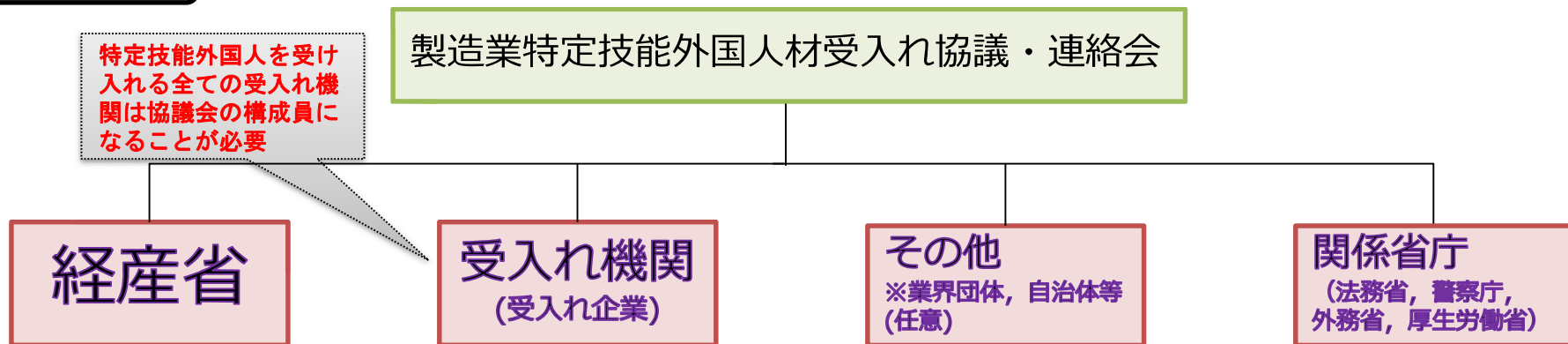
- 試験問題の作成及び翻訳
- 海外での試験実施



製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議・連絡会を設置します。**特定技能外国人を受入れる機関(企業)は必ず加入する必要があります。**
- 協議・連絡会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、**制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等**を行います。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議 等

特定技能外国人を受け入れるには（新試験ルート）

※技能試験の詳細は決まり次第お知らせします。

日本語試験 「①国際交流基金日本語基礎テスト もしくは②日本語能力試験（N 4 以上）」

+

技能試験 「製造分野特定技能1号評価試験(仮)」

○実施場所：国外5か国（ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ）

○試験言語：主に現地語を予定

○実施方法：学科試験、実技試験

○実施時期：年1回程度（2019年度内）

○試験区分：19試験区分（鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装）※レベルは技能検定3級相当（技能実習2号修了相当）

貴社は製造3分野で掲げられた産業分類にあてはまるか？
受入れ外国人が行う業務と試験合格区分が対象業務と一致しているか？

No

今回の新制度は活用できません。
（業界としての検討が必要です。）

Yes

試験の合格者（日本語、技能）と特定技能雇用契約の締結

以下、技能実習からの移行と同様です。

自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか？

製造3分野における相談窓口(中小企業/外国人従業員)について

- 中小企業向け製造業特定技能外国人相談窓口（電話/一次受付）

電話：03-5909-8762 / 03-5909-8746

※メール及び全国13都市で事前予約制の対面での相談も可能

相談窓口：東京、札幌、仙台、さいたま、新潟、千葉、横浜
名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡

詳しくは以下URLもしくはQRコードからアクセスをお願いします。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190617002/20190617002.html>



- 外国人従業員向け製造業特定技能外国人相談窓口 多言語コールセンター

電話：03-6743-2787

★日本語・英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語に対応

※事前予約不要の対面相談窓口も全国7箇所に設置

(日本語・英語・中国語対応※ベトナム・インドネシア・タイ語は3者間通話)

相談窓口：宮城、千葉、愛知、大阪、京都、福岡

詳しくは以下URLもしくはQRコードからアクセスをお願いします。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190708001/20190708001.html>



留学生の就職支援に係る取組

1. これまでの取組

- **「高度外国人材活躍推進ポータルサイト」の開設**
 - 関係省庁連携の下、高度外国人材に関する施策・セミナーなどの情報を企業や高度外国人材・留学生に発信。また、今年4月から地域の中堅・中小企業に対し、専門家が高度外国人材の採用から活躍まできめ細かく支援を行う伴走型支援も開始。
- **外国人起業活動促進事業の創設・運用**
 - 外国人起業活動促進事業の創設・運用経産省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度を法務省とともに開始（地方公共団体の管理・支援プログラムを経産大臣が認定）。
- **日本の大学等を卒業した留学生の就職支援に向けた特定活動告示改正の普及**
 - 「高度外国人材活躍推進ポータルサイト」やミラサポ（中小企業・小規模事業者を対象にした支援情報サイト）、地域未来牽引企業（経産省が選定した約3,700社の地域中核企業）向けのメルマガ等を通じた制度周知を実施。

2. 今後の取組

- **採用プロセス・採用後の待遇の多様化に向けたベストプラクティスの構築・横展開**
 - 産学官連携によるプロジェクトチームを立ち上げ、留学生の採用及び採用後の活躍に向けた検討を行い、今年度中にベストプラクティスを取りまとめ周知を図る。
- **中小企業等の手続き簡素化に向けた検討**
 - 制度所管省庁と連携し、手続き簡素化の対象となる中小企業等の拡大の検討を行う。

高度外国人材活躍推進プラットフォーム

- 本プラットフォームは、日本企業における**高度外国人材の採用から活躍を支援**する施策。
- 関係省庁の施策・セミナー等の情報をプラットフォームに集約、支援を実施。

内閣官房、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省 等
(施策、セミナー開催等の情報を集約)

情報提供

高度外国人材活躍推進プラットフォーム (事務局：JETRO)

①ポータルサイトでの情報提供・
問合せへのワンストップ対応

②ジョブフェア・セミナー
機会・情報の提供

③専門家による伴走型支援

きめ細かく支援

地域の中堅・中小企業

<支援概要>

1

関係省庁の施策を集約したポータルサイトを開設。お問合せにも一元的に対応。

2

企業と高度外国人材との出会いの機会・情報を提供。

3

採用、各種手続き、入社後の活躍等について、継続的にご相談、アドバイス。

(参考) 高度外国人材活躍推進ポータルサイトについて

- 企業向け、高度外国人材向けにページを整理し分かりやすく掲載。
- 関係省庁の施策・セミナー等、留学生を含む高度外国人材の活用に関連する、以下の様な情報を掲載。
- 高度外国人材に自社を知ってもらうために、自社情報の掲載も可能。

<p>施策情報</p>	<p>高度外国人材の採用に必要な手続など、関係省庁の施策情報を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格、労務、税務 ・高度外国人材の採用前後の手続き（法務省、厚生労働省 等） ・インターンシップ事業（経済産業省、厚生労働省 等） 等
<p>イベントカレンダー</p>	<p>公的機関（※）が主催・共催・後援する、留学生を含む高度外国人材に関するジョブフェア、セミナー情報を掲載</p> <p>（※）省庁・自治体・独立行政法人・大学法人・商工会議所・商工会（2019年5月現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国人材定着のポイント」セミナー（経済産業省） ・外国人留学生の採用・活用勉強会（ジेटロ）
<p>企業の自社情報</p>	<p>高度外国人材採用に高い関心を持つ日本企業の情報を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業連絡先・企業のPR ・採用したい高度外国人材の専門性 等
<p>大学関連情報</p>	<p>留学生と直接接点を持てるよう、就職サポートに熱心な大学情報を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生の在籍数 ・留学生の国内就職率・進路実績 等



高度外国人材活躍推進ポータルサイト

www.jetro.go.jp/hrportal



(参考) 企業情報掲載について

- 留学生を含む高度外国人材に発信・PRできるよう、自社情報の掲載が可能

<掲載イメージ>

高度外国人材向け企業情報
株式会社ジェトロ
日本全国・全世界で、グローバルなビジネスを拓く支援を

この会社にCONTACTする
お問い合わせフォーム

会社・卸売

ジェトロは国内46都道府県、海外54カ国に拠点を持つ日本の貿易投資促進機関です。2019年には前身の日本貿易振興会時代からの通算で設立60周年を迎えました。国内外ネットワークをフルに活用し、対日投資の促進、農林水産物・食品の輸出や中堅中小企業等の海外展開支援に機動的かつ効率的に取り組むとともに、調査や研究を通じ我が国企業活動や通商政策に貢献します

高度外国人材の採用希望 **有** | インターン受け入れ **有** | 英語での対応 **可**

高度外国人材に期待する役割

- 海外進出等における外国企業との橋渡し役（ブリッジ人材）
- 経営への参画
- 日本人社員のグローバル化推進

高度外国人材に求める専門性

- 文系（語学）
- 文系（営業・マーケティング）

業種

- 会社・卸売

事業内容

ジェトロでは、日本の中堅中小企業の海外ビジネス拡大のため、高度外国人材を採用したいと考える企業への支援を実施しています。また、日本政府においてもイノベーションの担い手として、高度外国人材のさらなる呼び込みが求められているところで、こうした取り組みを政府一丸となって進めるべく、2018年12月25日にはジェトロに高度外国人材活躍推進プラットフォームが設置されました。このプラットフォームでは、日本企業に対して継続的な支援を行う「伴走型支援」を実施します。現在、この伴走型支援を行い、企業のみならず相談に対応する「コーディネーター」を求めています。企業支援を実施する観点から、コーディネーターには、企業での人事経験がある人で、さらに英語やベトナム語が担当の方を求めています。ジェトロとともに日本の高度外国人材呼び込みを推進しましょう。

所在地

〒107-6006
東京都港区赤坂1丁目12番32号
03-3582-4941

Google Mapで見る

資本金：6000万円
売上高：3億7500万円
従業員数：1,799人
設立年月日：2003年10月
<https://www.jetro.go.jp/hrportal/>

<掲載項目>

- 企業名、所在地、連絡先
- 高度外国人材に期待する役割
- 高度外国人材に求める専門性
- 自社のPR文
- 高度外国人材の採用希望の有無
- インターンシップ受け入れの可否
- 英語での対応の可否
- 関心国・地域

…etc

【掲載申請はこちら】

<https://www.jetro.go.jp/hrportal/company/user.html>



掲載に関するご相談は、お気軽に最寄りのジェトロまで

外国人起業活動促進事業

- 外国人起業家の呼び込みに向けて、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける**外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度**を、法務省とともに開始。
- 地方公共団体の管理・支援プログラムを経産大臣が認定、出入国在留管理局が在留資格を付与。**2019年1月に福岡市、同年3月に愛知県・岐阜県・神戸市・大阪市、同年5月に三重県**を認定。

主体	実施内容
地方公共団体	管理・支援のプログラムの作成及び実施、外国人の選定等
経済産業省	地方公共団体が作成した管理・支援のプログラムの認定等
出入国在留管理局	在留資格「特定活動」の審査、許否の決定等

